

平成 30 年 6 月 5 日現在

機関番号：13301

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03200

研究課題名(和文) 家族間における権利義務関係の明確化と遺産管理

研究課題名(英文) Clarification of family-member-obligations and estate administration

研究代表者

宮本 誠子 (Miyamoto, Sakiko)

金沢大学・法学系・准教授

研究者番号：00540155

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,300,000円

研究成果の概要(和文)： 家族間の権利義務関係を遺産分割において考慮するための理論を検討した。例えば葬式費用については、わが国では家族がこれを負担することとなっているところ、フランス法においては、「相続財産の負担」概念により、遺産分割に組み込まれていることを明らかにした。
生存配偶者の居住環境の保護についても検討した。フランス法は、その処理方法として、約定夫婦財産制、夫婦間での特殊な贈与契約、長期居住権、遺産分割での居所の優先分与などの選択肢を整備しており、これによって当事者に選択の自由を与えつつ、その居住環境の確実な保護を実現している。

研究成果の概要(英文)： This research aims to build theory to consider family-member-obligations at estate division. Whereas in Japan funeral expenses could be imposed on decedent's family, in French law traditional concept "charges de la succession" contains theory to make an estate division after funeral expenses.

And this research aims to examine system to protect surviving spouse's habitat. French law has a variety of solutions: Marital property arrangements, special donation, life right of residence, preferential settlement, and so on. It permits surviving spouse to choice optimum way, and at the same time, protects his/her habitat under any circumstances.

研究分野：社会科学、民法学

キーワード：民法 相続 フランス法 遺産共有 財産管理 遺産分割 夫婦財産制

1. 研究開始当初の背景

2013(平成25)年9月4日、最高裁が大法院を開き、嫡出でない子の相続分に関する違憲決定を出した(最大決平成25年9月4日民集67巻6号1320頁)。同年12月には、嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分と同等にする民法改正が行われた。これを機にして、法律婚を尊重する国民意識が損なわれるのではないかと、配偶者を保護するための措置を併せて講ずべきではないかといった様々な問題提起がされ、相続法を見直すための議論が進んだ。

法務省がまず立ち上げた相続法制ワーキングチームでは、2014年1月から翌年1月にかけて、生存配偶者の居住権を法律上保護するための措置や、配偶者の貢献に応じた遺産の分割を実現するための措置の可能性が探られ、新たな法整備などの検討がなされた。次に、法務省は、「高齢化社会の進展や家族の在り方に関する国民意識の変化等の社会情勢に鑑み、配偶者の死亡により残された他方配偶者の生活への配慮等の観点から、相続に関する規律を見直す必要があると思われるので、その要綱を示されたい。」との諮問を行った。そして、法制審議会民法(相続関係)部会(以下「法制審」という。)が設置され、上記の問題を含めた相続法全体についての議論が進められた。

法制審が扱った内容は多岐にわたるが、このうち、生存配偶者の居住権の保護と、相続人以外の者の貢献に応じた遺産の分割を実現するための措置は、とりわけ、極めて曖昧に扱われていた分野であるように思われる。わが国では、例えば、誰がどれだけ親の扶養義務を負うのか、誰が親の介護を行い、いくら支出したかといった、家族間の法律関係や権利義務関係をあまり明確ではない。そして、これらの問題は、親の死後に、相続人らの間で、(過去に行った)介護の負担や支出を主張する形で、遺産分割紛争内において発現することが多い。

現在では、法制審での議論も終わり、相続法改正法案が提出されているが(2018年3月時点)、本研究開始当初は、法制審でも学界・実務等でもこうした問題の議論がなされている状況にあった。

2. 研究の目的

本研究は、1の状況を踏まえて、家族間での権利義務関係を相続法の中に採り入れるための理論の構築を目的とするものである。高齢社会において高齢者の世話・介護を実質面・費用面で負担することは大きな課題である。また、家族関係が希薄化する中、高齢者の死後の事務をスムーズにし得るようにすることも重要である。さらに、介護の負担を遺産分割に反映させるには、現在では寄与分制度(民法904条の2)に頼らざるを得な

いが、本制度はそれほど機能していないとも言われている。そうであれば、例えば寄与分に頼らずに問題を解決する方法、あるいは寄与分のような制度を明確な基準をもって利用できるようにする方法を模索する必要もあるだろう。家族間での権利義務関係をできる限り明確にし、それを着実に遺産分割に反映させていけるような理論を、我が国の相続法は欲していると言えよう。

3. 研究の方法

本研究では、フランス法を分析し、日本法と比較することによって、日本法での問題解決に示唆を得るという方法を採用した。

フランス法を比較対象としたのは、フランス法が母法であり、わが国と共通の相続法基本原則を有するところ、フランス法は、わが国で生じている問題を経験した上で、遺産管理および遺産分割に関する理論を深化させ、多くの問題を解決してきた経緯を持つからである。

わが国の相続法は、相続人が複数いる場合、遺産はいったん共同相続人間での共有になること(民898条)、財産は遺産分割手続きによって各相続人に分配される。遺産分割では被相続人の財産全体を共同相続人間で平等に分配することとされていること(906条)のみしか規定しておらず、遺産共有中の財産の管理に関する規定を持たない。最高裁判例は遺産共有を物権法上の共有と異なるところがないという立場を貫くが、物権法の共有の規定は1つの物権に対して適格的で、複数の財産全体を把握することに対応していない。遺産は多種類の複数の財産で構成されており、遺産分割ではその全体を平等に分配するのだということを考えると、物権法の共有の規定は、共同相続人間の権利義務関係の調整に向いていない。わが国の相続法は、遺産共有中の問題を解消しながら、遺産全体を平等に分配する遺産分割を解決する理論を備えておらず、遺産分割での協議や実務での対応に依存している。

これに対して、フランス法は、19世紀から20世紀の前半にかけて共有に関する判例法理を展開し、共有のしくみに関する1976年12月31日の法律を民法典に組み込んだ。さらに、生存配偶者の保護を目的の1つとした2001年12月3日の法律第1135号(以下「2001年の法律」という。)相続法の改正に関する2006年6月23日の法律第728号は、現実に生じていた多くの問題を解決しつつ、遺産共有・遺産分割に関する理論を洗練させるものであった。本研究では、このようなフランス相続法のうち、家族間の権利義務関係を明確にするための制度を中心に分析・検討した。またその過程で必要と考えられた、遺産分割の具体的計算方法等についても明らかにした。

4. 研究成果

(1) 家族間の権利義務関係と遺産分割に関する検討

本研究目的に合致する制度として、フランス法で遺産の消極財産の1つとされる「相続財産の負担」制度、被相続人との間に債権債務関係が存する者に認められる「遺産からの先取り」制度、相続人と一定の身分関係にある者に認められる「遺産分割における優先的割当て」制度を選択し、検討した。

このうち、「相続財産の負担」は、葬式費用や最後の入院費、死後事務に要した費用の支払いを、家族のうちの一部の者が負担するのではなく、遺産から支出するための概念である。相続債務とは異なる概念であり、遺産分割に先立ち、遺産から先取りでき、これは遺産における債務の清算としてなされていることを明らかにした。

さらに同概念を、本研究期間中にわが国で大きな注目を浴びた預金債権の相続に関する大法廷判決と関連づけて検討することも試みた。そして、本研究実施当時わが国で議論されていた、葬式費用の支払いを目的とする「仮払い制度」は同概念とは異なること、「仮払い制度」の議論にはこれが本来遺産の清算に該当するという視点が欠けていることを指摘した。

(2) 生存配偶者の居住環境保護と遺産分割に関する検討

フランスでは、生存配偶者への財産承継は、相続法のみが担うのではなく、夫婦財産制の清算が先立つ。さらに、約定の夫婦財産制や夫婦間での贈与契約の利用も、これらに公証人が関与することもあって定着している。

わが国での相続法改正議論の中においては、生存配偶者が、他の共同相続人の対応や遺産分割の内容次第では、従前の居住環境を維持できないという問題が指摘されていた。フランスでは、この問題に対する対策は相続法のみにあるのではない。

フランスでは、生存配偶者の居住環境保護はまず、夫婦財産制や贈与等によって図られる。夫婦財産制として例えば包括財産制を選択し、現存する財産及び将来の財産のすべてを共通財産として、さらに、一方の死亡時には、すべての共通財産を他方配偶者に帰属させるという特約を付す。そうすれば、被相続人の全財産を生存配偶者が取得できるため、生存配偶者は従前の居住環境を維持できる。夫婦財産制による場合には遺留分減殺の対象にはならないから、他の共同相続人から減殺を受けるおそれもない。

また、夫婦財産契約における贈与契約として、契約による相続人設定を行うことで、(通常の贈与では認められない) 将来の財産も含めた、死因贈与を行うことでも同様である。この方法による場合には、贈与であるゆえに遺留分の問題が生じるが、生存配偶者には特

別の遺留分が認められており、少なくとも居住不動産全体の用益権(所有権のうち物権を利用する権利)は確保できる。いずれにせよ、生存配偶者は被相続人の死亡後も居住環境を維持することが可能である。

さらに、夫婦間でこのような対応がなされていないなくても、相続法内で保護するしくみを作ったのが2001年の法律である。同法律は、生存配偶者に相続分として(従来認められなかった)所有権の取得を認めるという改革を行い、それによって居住環境の維持が困難になる場合に備えて、生存配偶者に長期居住権の主張を認めた。生存配偶者は、相続開始から1年以内にその旨の意思表示をすることで、(相続財産である)住宅の居住権と、当該住宅に備えられた家具の使用権を、自己の死亡時まで享受することができるようになる。長期居住権は他の共同相続人の権限を制限することにもなるため、同法律は、被相続人に遺言での長期居住権の排除を認めているが、それでもなお、同法律は、生存配偶者に、遺産分割において、実際に居住する建物及び家具の所有権を自身に優先的に分配するよう主張することも認めている。そしてこの場合には、生存配偶者の相続分を超える額については、清算金(わが国でいう償還金)の支払いを要するため、他の共同相続人の権限を制限しない。

こうして、フランス法では、当事者の自由な選択と幾重もの制度設計により、また制度設計においては他の共同相続人の権限にも配慮して、いずれにしても、生存配偶者が望めば、従前の居住環境を維持できるしくみが用意されている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計12件)

宮本誠子、「高齢社会」・「家族の多様化」と「相続」-比較法的考察 フランス-、家族社会と法、査読無、34号、2018年、11頁分(掲載確定)

宮本誠子、配偶者と子がいる場合における民法910条に基づく価額支払請求の相手方、速報判例解、査読有、22号、2018年、107-110頁

宮本誠子、金銭債権の共同相続、別冊ジュリスト、査読無、239号(水野紀子=大村敦志編『民法判例百選 親族・相続 第2版』)、2018年、132-133頁

宮本誠子、EU相続規則への適応、日仏法学、査読無、29号、2017年、185~188頁

宮本誠子、フランス法における遺産管理と『遺産』概念、社会科学研究、査読有、68巻2号、2017年、5-24頁

宮本誠子、民法910条に基づく価額の支払請求をする場合における遺産の価額算定の基準時、ジュリスト臨時増刊・重要判例解説、

査読有、平成 28 年度、2017 年、92-93 頁
宮本誠子、フランス法における『相続財産の負担』、阪大法学、査読無、66 巻 3・4 号、2016 年、747～767 頁

宮本誠子、同族会社の株式を含む遺産分割における分割基準と方法、民商法雑誌、査読有、152 巻 1 号、2016 年、103～110 頁

宮本誠子、遺産共有（特集 家族法のフロンティア）法学教室、査読無、429 号、2016 年、44～48 頁

宮本誠子、フランス法における夫婦財産制解消及び遺産分割の一例、金沢法学、査読無、58 巻 2 号、2016 年、73～87 頁

宮本誠子、公正証書遺言が遺言者の口授を欠くために無効とされた事例、金融・商事判例、査読無、1486 号（本山敦編『高齢者を巡る判例の分析と展開』）、2016 年、124-127 頁

宮本誠子、共同相続した投信受益権から生じた預り金債権の性質、民商法雑誌、査読有、151 巻 2 号、2016 年、155-160 頁

〔学会発表〕(計 4 件)

宮本誠子「比較法的考察 - フランス法」(シンポジウム「家族・社会の変容と相続制度」)、日本家族 社会と法 学会第 34 回学術大会、2017 年

宮本誠子「金銭債権の遺産分割対象化と、遺産共有中の権利行使及び遺産管理 近時の最高裁判決からみて - 」、家族法フォーラム、2016 年

宮本誠子 *La réforme du droit des successions au Japon*、Université de Toulouse 1 Capitole、2016 年

宮本誠子「フランスの相続法制について」、日本弁護士連合会・法制審議会民法（相続関係）部会バックアップ会議、2015 年

〔図書〕(計 3 件)

宮本誠子「可分債権の共同相続」「連帯債務の共同相続」「不可分債権の共同相続」「不可分債務の共同相続(1)：賃料債務」潮見佳男ほか編著『新・判例ハンドブック【債権法】』(日本評論社、2018 年) 107-110 頁、総 216 頁

宮本誠子「具体的相続分が抱える問題」水野紀子編著『相続法の立法的課題』(有斐閣、2016 年) 114～130 頁、総 318 頁

宮本誠子「相続人の不存在と特別縁故者」棚村政行 = 水野紀子 = 潮見佳男編『Law Practice 民法 親族・相続編』(商事法務、2015 年) 222-228 頁、総 384 頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

宮本 誠子 (Sakiko MIYAMOTO)

金沢大学・法学系・准教授

研究者番号：00540155

(2) 研究分担者

該当なし

(3) 連携研究者
該当なし

(4) 研究協力者
該当なし